

多文化共生社会をめざす社会教育の構想

小池 源吾・天野かおり

(2010年10月7日受理)

The Design of Community Education for Multicultural Society Building

Gengo Koike and Kaori Amano

Abstract: Recently, multicultural society building has been regarded as an important and urgent problem in Japan. Nevertheless only few attempts have so far been made at developing reliable theories of it. So our concern is to consider what and how community education ought to do for multicultural society building. In the case of examining it, we have gotten a lot of inspirations and suggestions from Prochaska's "Stages of change model" and Berry's "Acculturation and cultural contact" theory. The findings are as follows. From the viewpoint of multicultural society building, it is indispensable to construct the partnership between Japanese residents and foreigner residents. For that purpose, both residents must get acquainted with different cultures mutually. It is also important for the both to recognize with each other as the same community members. And then they shall be prepared to charge themselves with participation in decision making and problem solving in community cooperatively. Considering community education, the educational program should be consisted of three parts. The principal object of the first part is cognitive learning about different cultures. The second part aims at consciousness raising and transformation. And the last phase will bring the modification in behavior as members of the community.

Key words: community education, transformative learning, multicultural society building

キーワード：コミュニティ教育，意識変容の学習，多文化共生社会

はじめに

第二次世界大戦以後，わが国に住む外国人の数は，2008年末まで一貫して過去最高を更新し続けてきた。法務省入国管理局の統計によれば，同年末現在における外国人登録者数は，220万人を超えていた。景気低迷のあおりを受けて最新の2009年末現在の統計では，初めて減少に転じたものの，なおその数は，2,186,121人を記録しており，わが国の総人口1億2,751万人（総務省統計局の「平成21年10月1日現在推計人口」による）の1.71%を占めている¹⁾。

外国人登録者のうち，わが国において長らく最大カテゴリーであったのは，在日コリアンを中心とする「特別永住者」と呼ばれる人びとであった。ところが1980

年代半ば以降，ニューカマーと呼ばれる外国人住民の数が増加する²⁾。彼らの多くは，当初，外国人就労者として日本社会に流入してきた。しかし，1990年代前半の景気後退の影響により，滞在期間は，長期化する傾向をみせるようになる。それにともない彼らは，単身の出稼ぎ労働者という労働者としての側面と同時に，家族で定住する生活者としての側面をあわせもつことになった³⁾。ここから医療，保健，福祉はもとより，住居，教育など，外国人住民の生活基盤を整備することがまず求められたのである。しかし，多文化共生社会という観点に立てば，生活者たるに必要な諸条件を保障するにとどまらず，ホスト社会の住民（以後，ホスト住民と略記）と外国人住民が〈「支援する」-「支援される」〉関係を超えて，ともにコミュニティの一

員としてアイデンティティを共有する関係が構築されなければならない。

そこで本稿では、多文化共生社会の創造に向けた社会教育のあり方を検討することを意図している。すなわち、多文化共生社会の実現には、ホスト住民と外国人住民双方の意識変容と、それをふまえたうえでの社会参画が不可欠であることを確認した上で、それに資する社会教育のあり方を考察しようとしている。

1. 「多文化共生社会」の理念と社会教育の課題

いわゆる「トランスナショナリズム」の展開によって、世界人口の3%は、自分が出生した国から異なる国に移動し、そこに生活の本拠を構えるようになる。国境を越える人びとの移動が加速するにともない、あらゆる国にとって移民政策は不可欠なものとなりつつある⁴⁾。移民政策といえば、「出入国管理政策」と「社会統合政策」のふたつの側面が思い浮かぶ。それをわが国の場合でみると、出入国管理をめぐっては法務省を中心に対応してきた。しかし、社会統合については、取り立ててめばしい施策は講じられてこなかった。日本に暮らす外国人は、一時的な滞在者であって、住民であり生活者であるとはみなされてこなかったからである⁵⁾。

社会統合とは、移民を含むさまざまなマイノリティが福祉の枠から排除されることなく配慮された社会をめざす考え方である。移民国家として知られるカナダやオーストラリアでは「同化主義」を否定し「多文化主義」を標榜し、またEUでは同域内における「多言語・多文化」を移民政策の根幹に据えている⁶⁾。そうした国際的な趨勢に鑑み、近年わが国で注目されつつあるのが、「多文化共生」という概念である。

「多文化共生」という語句は、もともと神奈川県川崎市で、1980年代頃から市民団体によって用いられるようになったといわれる。1993年には、横浜市で開催された「開発教育国際フォーラム」を紹介した記事によって、「多文化共生」の文字が新聞紙上に初めて登場した。「多文化共生」が広く人口に膾炙するようになった契機は、1995年の阪神・淡路大震災である。このときに被災した外国人の支援活動に従事した市民団体によって「多文化共生センター」が設立され、その精力的な活動をマスコミが取り上げた影響が大きい。「多文化共生」とは、いわばわが国の草の根の市民活動の中で生成され、浸透をみた用語といっていよい⁷⁾。

2000年代に入ると、外国人住民の多い自治体の組織名や施策にも「多文化共生」の語が散見されるように

なる。そして、2005年には、総務省が「多文化共生の推進に関する研究会」を設置している。同研究会は、翌2006年にその成果として『多文化共生の推進に関する研究会報告書：地域における多文化共生の推進に向けて』をとりまとめている⁸⁾。そこでは、「地域における多文化共生」について論じ、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義している⁹⁾。また併せて同研究会は、国および地方自治体に対する提言として、「多文化共生推進プログラム」を提示している。外国人住民が直面する問題を「コミュニケーション」、「生活」、「地域づくり」という3つの観点から捉え、彼らに対する行政サービスのあり方が検討されている¹⁰⁾。

だが、この種の提言は、ともすればかけ声だけに終始しがちである。そこで、そうした提言が実をあげるために、地域における「推進体制の整備」にも言及している。そこには、「多文化共生社会」の実現を阻む原因とそれらへの対策が示されている¹¹⁾。

まず最初に、外国人住民が遭遇するのは、「言葉の壁」である。この障害に対しては、ホスト社会で使用されている言語を習得する権利、また自分の言語でも情報を得られる権利というコミュニケーションをめぐる2つの権利が保障されねばならない。すなわち、「地域における情報の多言語化」と「日本語および日本社会に関する学習の支援」が欠かせない¹²⁾。

第2に挙げられたのは「制度の壁」である。衣食住のうちのひとつ、住宅の確保ひとつを取り上げてみても、外国人は容易ならざる事態に直面する。賃貸物件を借りようとすれば、わが国の慣例では保証人を必要とする。しかし、日本に縁もゆかりもない外国人にとって、家主が納得してくれるような保証人を用意することは至難の業である。たとえ保証人をなんとか確保できたとしても、彼らにとっては、敷金や礼金といった初期費用が大きな負担となる。結果的に、民間の物件であれば、外国人であるがために入居を拒否される頻度はいちじるしく高くなる。公営住宅なら、民間住宅ほど条件は厳しくないが、もともと空きが少ないうえに、入居者募集の情報へのアクセスなどの面で彼らはハンディを負っているのである。社宅をあてがわれ、住まいには困らないと思われていた外国人でも、不況のおおりに受けて、ひとたび人員削減の対象となって解雇されようものなら、失業のみならず住むところも失うことになる¹³⁾。

医療に関しても外国人住民を取り巻く環境は厳しい。病気になったり、怪我をして、医療機関での受診が必要となっても、現行の医療保険制度のもとでは、

外国人住民は不利益を強いられている。たとえ外国人住民が医療保険への加入を望んだとしても、雇用者側の都合や事業規模、雇用の形態などの事情から、相当数の外国人住民が保険制度の埒外に置かれたままの状態を余儀なくされている。その場合、自由診療扱いとなるから、医療費は、必然的に嵩む。そのため医療費が払えなかったり、あるいはそうなることを懸念するあまり受診を控えて、病状が悪化するなど、深刻な問題は後を絶たない¹⁴⁾。居住、医療・保健にとどまらず、教育、労働環境、福祉、防災など、生活万般にわたって差別は正措置が必要とされる所以である¹⁵⁾。

第3に立ちほだかるのは、「意識の壁」である。ホスト住民と外国人住民とが「対等な関係」を築くためには、「地域社会に対する意識啓発」と「外国人住民の自立と社会参画」が要請されてくる¹⁶⁾。

これら3つの障害に対して社会教育に期待される役割は、少なくない。だが、多文化共生社会の実現という視点から喫緊の課題として社会教育に求められているのは、第3の「意識の壁」に取り組むことである。ホスト住民と外国人住民との間に立ちほだかる「壁」を克服し、対等なパートナーシップを結ぶには、両者の意識と行動の変容が促されなければならない。そのための学習支援が、いま社会教育に求められているのである。

2. 多文化共生社会を創造するためのロジック・モデル

多文化共生社会を創造するために社会教育が担うべき役割を考えるには、ロジック・モデルが有効である。ロジック・モデルとは、一連の目的と手段の関係を明らかにするもので、インプットからアウトカムま

での全プロセスにかかわる諸要因の連鎖を因果関係として把握しようとするところに特徴がある。一般的には、図1のように表される。

図中の左端、すなわちプログラムの起点に位置する「資源」とは、人的資源や物的資源、財源など、当該プログラムを展開するのに不可欠な要件を指す。それらの資源を用いて実施されるのが右隣の「活動」である。その活動によって生み出される物やサービスを「アウトプット」という。ここまでが図の左半分の流れである。どのような「資源」を用いて（インプット）、どのような「活動」をおこない（スループット）、いかなる結果を企図しているか（アウトプット）をフローチャートで示している。

連鎖の中心に位置するのは、「顧客」である。プログラムが想定するターゲット・グループで、アウトプットの恩恵を享受する人びとのことである。

図の右半分を占めるのは、「アウトカム」である。ここでは、「活動」によって生み出された「アウトプット」（結果）が、顧客にどのような便益や効用をもたらすかを示すことになる。しかも、その「アウトカム」は、短期的なスパンで測れるものから、長期的なスパンでないと測れないものまで、3段階に分けられている。第1段階のアウトカムは、アウトプットによって顧客に直接もたらされる成果を意味し、「短期的成果」と呼ばれる。直接的というより、むしろ波及的にもたらされる効果を示そうとしたのが「中期的成果」と「長期的成果」である。両者の違いをあえて言うなら、「中期的成果」は、ターゲット・グループ自体の変化を念頭に置いているのに対し、「長期的成果」はプログラムの効果をもっと広範に、社会の変化としてとらえることに力点を置いている¹⁸⁾。

また、プログラムの展開に影響を及ぼす要因として、

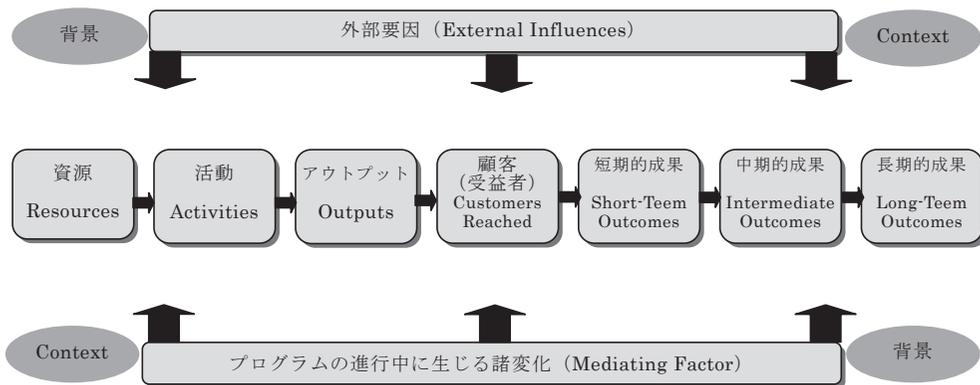


図1 ロジック・モデル¹⁷⁾

「背景」と「プログラムの進行中に生じる諸変化」をそれぞれ図の上部と下部に配置している。前者は、プログラムが始まる以前から、所与の条件として把握できる影響因子を、また、後者は、プログラムが進行していくなかで生じることが予想されるさまざまな影響因子を把握することを意図している。

このモデルを用いて「多文化共生社会の実現」にかかわる諸側面を構造化したものが、図2である。

図中の左端に位置する「資源」には、公民館および公民館職員、NPO 団体とか企業、地方自治体や国の機関など、地域に所在する機関や団体が該当する。それらに支えられておこなわれる「活動」が社会教育事業である。社会教育事業によって生み出される「アウトプット」の対象として想定されているのは、地域住民である。すなわち、ホスト住民と外国人住民が、当該プログラムのターゲット・グループということになる。

図の右半分には、3段階からなる「アウトカム」が位置する。そのうち、「短期的成果」は、ホスト住民や外国人住民に対する、社会教育事業の直接的な影響が想定されている。そして、「中期的成果」では、時間的にも、影響が及ぶ範囲という面でも、もうすこし幅を広げて事業の効果を考えようとしている。そうした成果が集積されることによって、プログラムの最終目標であるところの「多文化共生社会の実現」が達成されることになる。なお、プログラムの背景には、「外部要因」として、広義には国の政策、狭義には当該地域社会の実態やそれが抱える問題などを挙げることができよう。

こうしてロジック・モデルを描いてみることによって、多文化共生社会を創造するための総合的な戦略が立てやすくなる。

3. 多文化共生社会の創造にむけての学習課題

最終目標に掲げた「多文化共生社会の創造」には諸種の要因が関係していることは、ロジック・モデルですでにみたとおりである。社会教育による影響関係に特化したときにも、それは、性格の異なる学習成果の集積と考えるべきではないか。この点に関しては、プロチャスカ (Prochaska, J. O.) らが言うところの「行動変容ステージモデル (Stages of change model)」が有益な示唆を与えてくれる¹⁹⁾。

彼らの研究は、喫煙やアルコール依存、精神的な苦しみ、体重コントロールといった問題行動をみずから克服しようとする治療学習のあり方に新たな知見をもたらしたことで知られる。それによれば、問題行動は、「前熟考期 (Precontemplation)」→「熟考期 (Contemplation)」→「準備期 (Preparation)」→「実行期 (Action)」→「維持期 (Maintenance)」→「完了期 (Termination)」の、それぞれ性格の異なる6つの「変容ステージ (Stages of change)」をたどって克服される。具体的にいうと、自己の問題行動に対していまだ無自覚な状態にある人間（「前熟考期」）は、みずからの習癖の問題点に気づくことによって、なんとかしなければと考えるようになる（「熟考期」,「準備期」）。やがて、改善に向けての決意と、改善のための方途を見出すとき、問題行動を改めるための行動が生起する（「実行期」）。ところが、行動が惹起されたからといって、安心するわけにはいかない。まだいくつかのステージが残されている。問題解決のための行動を継続し（「維持期」）、生活のなかに定着させ、習慣化する（「完了期」）ことによって、はじめて問題は克服された

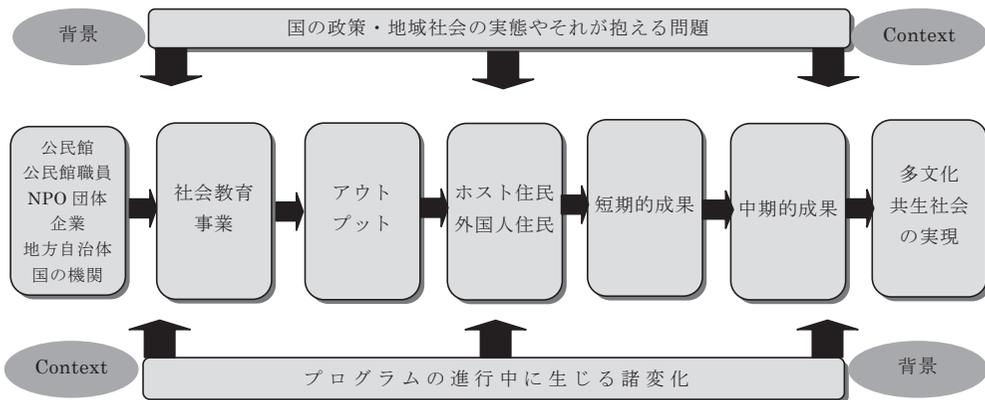


図2 多文化共生社会の創造に資する社会教育実践のロジック・モデル

いえるからである²⁰⁾。

注目すべき第一点は、自己の問題を解決するための行動が生起し、定着をみるには、それぞれのステージに見合った教育的介入が不可欠であることを発見したことである。とりわけ興味深いのは、「意識の高揚 (Consciousness raising)」や「情動的喚起 (Emotional arousal)」、「自己の再評価 (Self-reevaluation)」といった一連の変容プロセスが、問題解決の行動を生起させる前提となっている事実を突き止めたことである。しかも、ステージごとに、それぞれに見合ったアプローチを選択することが肝要と、彼らは説く²¹⁾。たとえば、自覚のレベルを高めるには、行動変容に役立つ新しい情報や方法を当事者が主体的に探したり、知ろうとするアプローチを推奨する。それによって、「意識の高揚」がもたらされると言う。意識よりもさらに深い情念のレベルに働きかけることを「情動的喚起」と名づけた。そこでは、行動変容をしないで、そのまま問題行動を続行することによるマイナス面の影響について感情体験させるなどのアプローチが用いられる。それとは逆に、望ましい行動を選択し、実践することのメリットを理解させようとするアプローチが「自己の再評価」には有効と、彼らは指摘するのである²²⁾。

なお付言すれば、いったん行動が生起した後のステージでは、「逆条件づけ (Countering)」や「褒美 (Rewards)」といったアプローチが有効であるとプロチャスカからは指摘している²³⁾。それらによって、新しい考え方や行動を取り入れて、問題行動を望ましい行動と置き換えさせたり（「逆条件づけ」）、望ましい行動に対しては、当人および周囲の人間が肯定的な評価を下す（「褒美」）ことで、行動変容を強化することが可能になる²⁴⁾。

プロチャスカからの知見を借りて、多文化共生社会の創造までの道筋を考えてみると、ホスト住民と外国人住民のそれぞれが互いに無関心で、疎遠な状態から、やがて学習を通して、文化の多元性を認識したり、文化を相対化する意識が芽生えてくると、ついには、そうした内部機制が態度や行動となって表出するまでのプロセスを描き出すことができる。プロチャスカからの言説にしたがって、それらを「ステージ」と呼ぶなら、各ステージは互いに密接な関係を有してはいても、

けっして二次元上で直線的につながってはいない。むしろ、それらは、認知、情動、行為の3つの異なる次元として重層的な構造にあると考えた方が正鵠を射ているように思う。すなわち、行為や態度が当人の内部機制の発露であってみれば、後者は前者が成立するための前提条件とみなされる。同じように、ものの見方や考え方、つまり意識や価値観は、「知ること」「わかれること」なしには形成されないから、後者は前者にとって前提条件となる。それを図示すると、図3のようになる。

ところで、多文化共生社会をめざして実施されている社会教育事業と聞いて、誰しもすぐに思い浮かべるのは、外国人住民を対象に開講された日本語教室や日本語講座ではないだろうか。茶道や華道など、日本文化に触れてもらおうという実践も随所で行われている。他方、ホスト住民向け事業といえば、国際交流事業の一環として、外国人住民が母国の料理や音楽、舞踊など、異文化を紹介することが常態化しているようだ。

この種の事業自体、外国人住民とホスト住民とが、互いの文化について知り、場合によっては交流の機会をも提供しているという点で、それなりの意義はみとめられよう。だが、同時に、それらの事業は、図3に示した第2層および第3層へのパースペクティブを欠いているところに致命的な欠陥をもつ。外国人住民とホスト住民とが、日常生活上の軋轢をなんとか回避して、互いの領分を侵すことなく、一見仲良く暮らすことがせいぜいではないか。それを「多文化共生社会」と呼ぶならば、理解不足、さもなくば誤解もはなはだしいと言わねばならないだろう。

たとえば、群馬県の大泉町は、「町内ブラジルツアー」と銘打った事業で全国的に有名である。同町は、町の人口に占める外国人の割合が全国一といわれる。とくにブラジルからやってきた住民が多い。必然的に、町内には、ブラジル人の生活に密着した店舗が見る間に出現することとなった。とはいえ、それらの店舗に、日本人が足を踏み入れることはほとんどなかったから、町内のあちこちに異空間が存在することを意味した。日本人がそれらの店舗を訪れ、敷居をまたぐことによって、ホスト住民と外国人住民とを隔ててきた国境を乗り越えようという主旨からはじめられたのが、

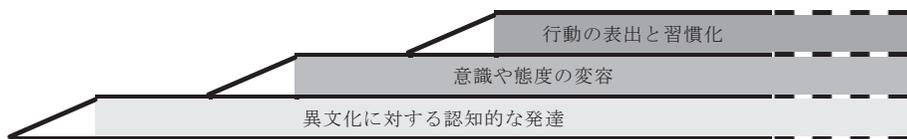


図3 多文化共生社会の創造にむけての学習課題

「町内ブラジルツアー」にはほかならなかった²⁵⁾。その意味では、この事例は、地域の特性を活かし、なおかつ食品や生活用品を購入するという日常生活に身近なところで異文化に触れ、親しむ機会を積極的に設けたという点では評価に値しよう。だが、遺憾ながら、その事業からは、図3に示した第2層や第3層への展開を看取することはできないのである。

4. 意識と行動の変容をもたらす 学習支援のあり方

現況をみるに、「日本語講座」や「民族料理教室」などに参加する機会さえ提供すれば、おのずと多文化社会が実現するかのごとく思っている節がある。なまじ異文化に触れたからといって、意識や態度、行動までが変わるわけではない。にもかかわらず、そのような思いこみをしているなら、能天気もはなはだしし、おとなの学びについてあまりに無知といわねばなるまい。プロチャスカらが指摘したように、意識や行動の変容をもたらそうとするなら、それにみあった学習支援が要請されてくる。

ところで、文化接触について論じたハローウェル(Hallowell, L. A.)は、「文化が出合うのではない。ひとが出会うのである」²⁶⁾と書き記している。そこには、文化接触を人間の問題として把握することの重要性が語られている。しかし、逆も、また真なり。換言すると、多文化社会の成否にかかわる意識と態度・行動の変容は、当事者たちが付帯する文化の問題と通底していることになる。文化的なバックグラウンドがまったく異なる人間が出会い、生活をともにすれば、互いに予期しなかったような事態が生起する。文化の違いは、価値観や考え方、生活様式の違いを意味するから、戸惑いや混乱はもとより、ときには怒りや対立さえも引き起こす。異文化に対峙したとき、当人にもたらされる変化を心理学では「文化変容」と呼ぶ。ベリー(Berry, J. W.)らは、異なる文化をもつ集団と接触したときの意識や態度に4つのパターンを見出している。

そのうちのひとつが、「同化(Assimilation)」である。自己の文化的アイデンティティを放棄し、支配的集団の文化を全面的に受容しようとするところに特徴がある。ところが、「同化」とはまったく反対に、自己の文化的アイデンティティに固執するあまり、支配的集団の文化を全面的に拒否する態度をとることがある。こうした態度をとるとき、「離脱(Separation)」と呼ぶ。さらに、自己の文化を維持することにも、支配的集団の文化に接触することにも関心をもたない場合がある。それが、「疎外(Marginalization)」と呼ば

れる態度である。

いずれにしろ、これら3パターンは、異なる文化に対峙する態度としてはきわめて歪である。本来ならば、異なる集団の文化を受容しつつ、自己の文化的アイデンティティを維持しようとする態度が望ましい。ベリーの「統合(Integration)」と呼ぶものが、これである²⁷⁾。

とはいえ、価値観にしても、態度にしても、変容は先述したように自然発生的に起こるわけではない。いわんや期待されたとおり「統合」に帰結することなど望むべくもない。そうであれば、ホスト住民と外国人住民が「統合」と呼ばれる態度を形成できるような文化接触のあり方を周到に準備しなくてはならない。

この問題を考えるにあたっては、オールポート(Allport, G. W.)の研究結果、「接触仮説」がヒントを与えてくれる。彼が言うには、一定の条件を満たすなら、集団間の接触は、それら両集団関係における緊張と敵意を低減させることが可能となる²⁸⁾。それを受けて、「接触仮説」をさらに発展させたのがブラウン(Brown, R.)である。ブラウンの卓見は、「接触仮説」が成り立つための条件を明らかにしたところにある。それら4条件を確認すると、次のように要約することができる²⁹⁾。

第1には、集団間の接触を促進するために企図した諸方策を、社会的および制度的に支持する枠組みが必要である。具体的には、新しい法律の制定にかかわる政治家や、関連事業を推進する国や地方自治体の機関など、権威を有する人びとが、「統合」政策そのものに賛同し、支持していることを公的に示すことが重要である³⁰⁾。

第2に、集団間接触が効果を上げるには、当該集団の構成員間に意味のある関係性を発達させるに十分な期間と頻度、そして密度の濃い内容を兼ね備えなくてはならない。クック(Cook, S. W.)が言うところの「高い知悉可能性」³¹⁾が伴わなければならないのである。短い期間のわずかな回数で、場当たりの集団間接触がおこなわれた場合、予期したほどの成果はもたらされないばかりか、両集団間の関係は、むしろ悪化することさえあるから³²⁾、気をつけねばならない。

第3に、集団間接触は、つねに対等な立場でおこなう必要がある。集団同士が、数や力の面で明らかに不平等な関係のまま接触が行われると、一方の集団構成員が他方の構成員に対して従属的な役割を強いるような状況が生まれやすい。このような形で接触は、既存の偏見やステレオタイプをかえって強化することにもなりかねない³³⁾。

第4の条件としてブラウンが強調するのは連帯感で

ある。それには、別々の集団の構成員が一緒になってひとつの課題に取り組むように仕向けるとか、場合によっては、両集団を共通の脅威に遭遇させるなど、集団同士が協力しあわねば当面する難局を乗り越えられないような状況を意図的に創り出すことも有効である。協力し合ったそうした努力がうまくいけば、構成員のポジティブな態度変容を最大化させることができると、彼は言う³⁴⁾。

他方、集団間の好ましい関係づくりの方途としてブラウンは、「協同学習グループ」の導入を推奨している³⁵⁾。「協同学習グループ」とは、文化的なアイデンティティを異にする集団でもって、意図的につくりだした「学習する運命共同体」と定義することができようか。「運命共同体」であるから、互いの協力なくしては、目標の設定、計画立案、教材準備など、グループの活動はことごとく成り立たないような関係を意図的に創り出すことが要諦となる。

メンバーはそれぞれ、グループの成功にとって欠くことのできない重要な役割を分担し、かつ他のメンバーを手助けする責任を負う。各メンバーは、「運命共同体」の一員として与えられた役割を担っているわけだから、自分に課せられた責任を果たさなければならない。これは、自分がやらなくても誰かがやってくれるだろうなどという「無賃乗車」を防ぐのに効果がある³³⁾。各自が自分の責任を遂行したときにだけグループは成功するという状況をつくりだそうというわけだ³⁴⁾。「互恵的な相互依存性」は、接触仮説でいうところの集団間の「協同」にあたる³⁶⁾。

このように「個人としての責任」がはっきりと認識されると、それぞれのメンバーを所属する集団ではなく、課題を遂行する能力で個々のメンバーを評価するようになる。外集団成員の能力は劣っているという内集団バイアスが低減され、メンバーの間には「対等な地位」が築かれる³⁷⁾。さらに、協同学習グループでは、メンバー同士の「対面的で促進的な相互交渉」が頻繁におこなわれる。異なる集団に属するメンバーの間に大量の社会的相互作用が生じることは、接触仮説における「知悉可能性」を高めることになる³⁸⁾。

このようにみえてくると、ブラウンの協同学習グループとは、みずからの研究成果、つまり「接触仮説」を成立せしめるための4つの原理を具体化した実践論そのものであると同時に、それはまた、多文化共生社会を創造するための最も有効な方法論であることに気づかされるのである。

おわりに

今日、名古屋市中区栄東地区においては、「栄東まちづくりの会」と「フィリピン人移住者センター(Filipino Migrants Center)」(以後、FMCと略記)を中核にして、ホスト住民とフィリピン人住民との交流活動が活発におこなわれている。仄聞するところによれば、FMCが地元の防災訓練に参加したのが発端であったらしい。以来、夏祭りやクリスマス、餅つき大会といった季節の行事に加え、1週間に1回定期的に実施される地域のボランティア清掃にもフィリピン人住民が参加している。注目すべきは、参加の形態である。もともとホスト住民がやってきた活動に、フィリピン人住民が当日だけ加わるというようなものではない。それら事業の企画から設営準備、そして後片付けにいたるまで、フィリピン人と日本人とが一緒になって活動にあたってきた。そうした実践を創り出してきた根底には、「一緒に汗をかく活動」という考え方が息づいている。外国人居住者をお客さん扱いはせず、ともに地域をつくる仲間とみなす風土が醸成されたればこそ、交流活動は定着をみたと言ってよいだろう³⁹⁾。

フィリピン人住民の一人は、「掃除をするようになって、日本人住民が私に掃除用具入れの鍵をあずけてくれた」と、素直に喜びを語る。「もしもこの活動(公園の掃除を通じた地域参加:筆者注)をしてこなかったら、僕たちは今も以前のように、日本人から差別的に見られていると感じ続けていただろう」と述懐する者もいる⁴⁰⁾。地域社会のパートナーとして認め合う関係が構築されつつあることの証左と考えてよい。

課題があるとすれば、ホスト住民の生活様式への適合がまだ活動の基調となっていることであろうか。そのため、ベリーらが「文化変容」パターン理想とした「統合」にはまだしの感を禁じえないからである。それにしても、活動の展開過程ややり方には、期せずして、ブラウンが提唱する協同学習グループとの共通点が随所にうかがわれて、興味深い。その意味において、この事例は、多文化共生社会の実現を考えるうえで、示唆に富む生きた先例と言ってよい。

しかし、問題は、この種の先例が、全体からすればほんの一部の、希有な状態にとどまっていることである。そこに、多文化社会をめぐるわが国の現況が如実に示されているのだ。

ふたたび群馬県大泉町の場合に立ちかえってみよう。1990年の「出入国管理及び難民認定法」の一部改正にともない、同町は、全国に先駆けて、外国人労働者の積極的受け入れを断行している。外国人であっても彼らの生活水準が維持されるよう、福利厚生をは

じめ雇用の条件整備を企業に促すなど、外国人労働者の支援態勢の整備にも努力を惜しまなかった。その甲斐あって、統計によれば、1987年に267人であった外国人住民は、日系ブラジル人を中心に増加の一途を辿る。1996年には4,000人を超え、町の人口のおよそ10%を占めるにいたっている。役場と地元企業の手厚い支援によって、大泉町は、ニューカマーの間で一躍人気を博することになる。2010年3月31日現在、大泉町の人口は41,286人、そのうち外国人住民は6,361人、全体の約15.4%を占める⁴¹⁾。

しかし、事態の進展は、順風満帆とはいかなかった。日系ブラジル人住民が2,000人を超える頃から、町民の感情は一変したといわれる。日系ブラジル人住民の比率が高まって、日常的なルールや習慣の違いによるトラブルが生活の場で相次ぐようになると、町民の間に不安が広がるようになった。それまでは、町ぐるみで受け入れを推進してきたにもかかわらず、外国人住民を受け入れることへの反対意見がみられるようになる。町民たちは、日系ブラジル人を単純労働者として受け入れることはそれなりに理解できてはいたものの、隣人としてともに暮らすことには意識が及んでいなかったためである。

さらに、日系ブラジル人が集住することによって、ゲットーのような「日系コロニア」を形成するようになると、事態はいつそう深刻なものになった。コロニアの住民はもとより同質性が高かったから、お互いに気心は知れたし、そこで生活を営んでいるかぎり、ホスト住民との軋轢に気を配る必要もなかった。一見、問題は回避できたかのようにみえるが、それによって、日系ブラジル人たちの生活はコロニア内で完結してしまい、地域社会との断絶を決定的なものにした⁴²⁾。

行政の肝いりで、いくら「共生のまちづくり」を唱えてみても、「まちづくり」の主体たる住民のがわでの成長という視点が欠落したなら、ホスト住民と外国人住民の「共生」は画餅に終わることを、はからずも大泉町の事例は示唆している。その意味で、大泉町の事例と栄東地区のそれはいちじるしい対比をみせる。とりもなおさず、それは、文化的アイデンティティを異にする集団どおしが、日常生活のなかで交流し、互いに成長しあう関係を構築できたかどうかの差にほかならない。だからこそ、社会教育ならではの役割があらためて要請されてくるのである。

【注】

1) 法務省入国管理局 HP,
<http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/>

nyuukokukanri04_00005.html

- 2) 加藤剛「ニューカマー外国人と二十一世紀の日本社会」加藤剛（編）『もっと知ろう!! わたしたちの隣人：ニューカマー外国人と日本社会』世界思想社、2010年、8頁。
- 3) 広田康生「総論—多文化化する学校・地域社会」広田康生（編）『多文化主義と多文化教育（講座・外国人定住問題）』明石書店、1996年、17-18頁。
- 4) 田村太郎「移民政策」多文化共生キーワード事典編集委員会（編）『多文化共生キーワード事典』明石書店、2004年、48頁。
- 5) 石井由香「ニューカマーの制度的位置づけ：日本の出入国管理政策を中心に」加藤剛（編）、前掲書、34頁。
- 6) 田村太郎、前掲論文、49頁。
- 7) 岡本耕平「多文化共生をめぐるいくつかのキーワードと日本の状況」中部産業・地域活性化センター（編）『中部圏研究：調査季報』171号、中部産業・地域活性化センター、2010年、21頁。
- 8) 加藤剛、前掲論文、20頁。
- 9) 多文化共生の推進に関する研究会『多文化共生の推進に関する研究会報告書：地域における多文化共生の推進に向けて』総務省、2006年、5頁。
- 10) 同書、10頁。
- 11) 同書、38頁。
- 12) 同書、11頁。
- 13) 松尾隆司「『ガラスのコップ』が壊れる時：国際金融危機と日系南米人の生活」加藤剛（編）、前掲書、132頁。
- 14) 多文化共生の推進に関する研究会、前掲書、27頁。北村広美「医療保険制度」多文化共生キーワード事典編集委員会（編）、前掲書、98-99頁。
- 15) 吉富志津代『多文化共生社会と外国人コミュニティの力：ゲットー化しない自助組織は存在するのか?』現代人文社、2008年、50-51頁。
- 16) 多文化共生の推進に関する研究会、前掲書、34頁。吉富志津代、前掲書、51頁。
- 17) McLaughlin, John A. & Jordan, Gretchen B., "Logic models: A tool for telling your program's performance story", *Evaluation and Program Planning*, Vol.22, No.1, 1999, pp.65-72.
- 18) 三好皓一「評価と何か」三好皓一（編）『評価論を学ぶ人のために』世界思想社、2008年、7-8頁。
- 19) Prochaska, James O., Norcross, John C., DiClemente, Carlo C., *Changing for Good: A Revolutionary Six-stage Program for Overcoming Bad Habits and Moving Your Life Positively*

- Forward*, Harper, 1995, p.14.
- J・プロチャスカ, J・ノークロス, C・ディクレメンテ, 中村正和(監訳)『チェンジング・フォー・グッド: ステージ変容理論で上手に行動を変える』法研, 2005年, 15頁。
- 20) Prochaska, et al., *op.cit.*, pp.38-40.
J・プロチャスカほか, 前掲書, 42-44頁。
- 21) Prochaska, et al., *op.cit.*, pp.53-55.
J・プロチャスカほか, 前掲書, 61-62頁。
- 22) Prochaska, et al., *op.cit.*, pp.27-29,33.
J・プロチャスカほか, 前掲書, 28-31, 36, 359頁。
- 23) Prochaska, et al., *op.cit.*, pp.59-60.
J・プロチャスカほか, 前掲書, 67-68頁。
- 24) Prochaska, et al., *op.cit.*, pp.30, 31, 33.
J・プロチャスカほか, 前掲書, 32-34, 36, 359頁。
- 25) 糸井昌信「大泉町の外国人市民政策」駒井洋(編)『移民をめぐる自治体の政策と社会運動』明石書店, 2004年, 84頁。
- 26) Hallowell, Irving A., *Culture and Experience*, Philadelphia University of Pennsylvania Press, 1974, p.313.
- 27) Berry, John W., et al., "Acculturation and culture contact", *Cross-Cultural Psychology: Research and Applications*, Cambridge University Press, 1992, pp.278-279.
- 28) Allport, Gordon W., *The Nature of Prejudice*, Addison-Wesley, 1954.
- 29) Brown, Rupert, *Prejudice: It's Social Psychology*, 2nd ed., Wiley-Blackwell, 2010, p.244.
R・ブラウン, 橋口捷久・黒川正流(編訳)『偏見の社会学』北大路書房, 1999年, 243-244頁。
- 30) Brown, *op. cit.*, p.244.
R・ブラウン, 前掲書, 244頁。
- 31) Cook, Stuart W., "Interpersonal and Attitudinal Outcome in Cooperating Interracial Groups", *Journal of Research and Development in Education*, No.12, 1978, p.97.
- 32) Brown, *op. cit.*, pp.245-246.
R・ブラウン, 前掲書, 245-246頁。
- 33) Brown, *op. cit.*, p.247.
R・ブラウン, 前掲書, 249頁。
- 34) Brown, *op. cit.*, pp.248-249.
R・ブラウン, 前掲書, 251-252頁。
- 35) Brown, *op. cit.*, p.254.
R・ブラウン, 前掲書, 260-261頁。
- 36) Brown, *op. cit.*, p.254.
R・ブラウン, 前掲書, 260-261頁。
- 37) Brown, *op. cit.*, p.254.
R・ブラウン, 前掲書, 261頁。
- 38) Brown, *op. cit.*, p.254.
R・ブラウン, 前掲書, 261頁。
涌井恵『協同学習による学習障害児支援プログラムの開発に関する研究—学力と社会性と仲間関係の促進の観点から—』2006年, 3-4頁。
- 39) 高畑幸「地域社会にみる多文化共生: 名古屋市中区のフィリピン・コミュニティの試み」加藤剛(編), 前掲書, 160-161頁。
- 40) 同論文, 166頁。
- 41) 群馬県大泉町商工課「統計調査結果概要: 平成22年4月作成」3頁。<http://www.town.oizumi.gunma.jp/jouhou/PDF/toukei22.pdf>
- 42) 吉富志津代, 前掲書, 76-79頁。